

岡山県自然保護協定実施要綱の全部を改正する。

岡山県自然保護協定実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、岡山県自然保護条例（昭和四十六年岡山県条例第六十三号）第三十四条に規定する自然保護協定（以下「協定」という。）を締結するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第二条 岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号。以下「規則」という。）第三十三条第一項に定める行為（以下「開発行為」という。）を行おうとする事業者（以下「開発事業者」という。）は、県及び開発行為が行われようとする区域の市町村（以下「関係市町村」という。）と自然保護協定の事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議を行う者が、岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）第四条第一項に規定する協議又は森林法（昭和二十六年法第二四十九号）に基づく開発許可に係る事前の相談を行う場合は、これらの手続きと並行して前項の事前協議を行うものとする。

3 第一項の事前協議は、事業の目的、開発区域の位置、面積など開発行為の概要を明らかにする書面に、知事が別に定める自然環境調査の計画を明らかにする書面を添えて行うものとする。

(協議)

第三条 知事は、事前協議の結果、開発行為が自然保護に影響を及ぼすおそれがあるものと認めるときは、岡山県自然保護条例第三十四条の規定により、開発事業者に協定の締結について協議を求めるものとする。

2 前項の協議を求められた開発事業者は、別表に規定する自然保護基準に適合していることを明らかにする書面（以下「協議書」という。）を県及び関係市町村に提出するものとする。

(希少な野生動植物等に対する環境影響評価)

第四条 第二条第三項の計画に基づき、自然環境調査を実施したことにより開発区域及びその周辺に希少な野生動植物等（注目すべき生息地及び重要な群落を含む。以下「希少種等」という。）が確認された場合又は文献調査や専門家等からの聴き取り調査により、その存在が推定される場合は、開発事業者は、開発行為の実施による希少種等への影響（当該行為の実施後の土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について予測・評価し、環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、希少種等の生息・生育環境の保全等により環境影響をできる限り回避し、又は低減する措置（以下「回避・低減措置」という。）を検討するものとする。

2 前項の回避・低減措置を検討する場合は、必要に応じ、希少種等の移動・移植、希少種等の生息・生育環境の創出等損なわれる環境の価値を代償する措置（以下「代

償措置」という。)を検討するものとする。

- 3 開発事業者は、回避・低減措置及び代償措置（以下「環境保全措置」という。）を検討する場合は、あわせて、必要に応じ、開発行為の着手後に実施する希少種等に係る調査（「事後調査」という。）について検討するものとする。
- 4 事後調査を実施した事業者は、事後調査を実施した結果に基づき、希少種等を保護するための適切な対策の実施を検討し、その実施内容について、県及び事後調査が実施された区域の市町村と協議するものとする。

（自然環境調査報告書）

第五条 開発事業者は、第二条第三項の計画に基づく自然環境調査を完了したときは、当該調査の実施内容・結果、環境影響の予測・評価並びに環境保全措置及び事後調査の計画をとりまとめた自然環境調査報告書を県及び関係市町村に提出するものとする。

（協定の締結）

第六条 協議書並びに環境保全措置及び事後調査を実施することについて、協議が調ったときは、合意の内容を記載した書面（以下「自然保護協定書」という。）により、県、関係市町村及び開発事業者の間で協定を締結するものとする。

- 2 前項の自然保護協定書は開発事業者が作成するものとする。

（工事着手届及び工事完了届）

第七条 前条の協定を締結した事業者（以下「締結事業者」という。）は、開発行為に係る工事に着手したときは、工事着手後一か月以内に県及び前条第一項の既定により協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）に工事着手届を提出するものとする。

- 2 締結事業者が開発行為を完了したときは、工事完了後一か月以内に県及び締結市町村に工事完了届を提出するものとする。

（協定の変更）

第八条 締結事業者は、締結した協定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、県及び締結市町村に変更協議を申し出るものとする。

- 2 前項の変更協議は、規則第三十三条第一項各号に掲げる事業の用途（住宅、別荘、工場、ゴルフ場、レジャー団地若しくはその他知事が特に必要と認めたものの用途をいう。以下同じ。）を同項各号に掲げる事業の他の用途に変更しようとする場合、開発区域の1ha以上を改変若しくは拡張する場合、変更により別表自然保護基準に適合しなくなる場合又は第六条の規定により協議が調った環境保護措置若しくは事後調査の内容を変更することとなる場合に行うものとし、当該変更協議の結果、必要がある場合は、県、締結事業者及び締結市町村との間で変更協定を締結するものとする。
- 3 前項の規定により、変更協議を要しないものとされる協定の変更事由に該当する場合は、当該事由が生じたときから一か月以内に、県及び締結市町村に変更届を提出するものとする。

（協定の廃止）

第九条 締結事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が生じたときから1か月以内に、県及び締結市町村に当該協定を廃止する旨の廃止届

を提出するものとする。

(1) 第七条第一項の工事着手までに開発行為を取りやめたとき

(2) 第七条第一項の工事着手後に開発行為を取りやめ、かつ、施工部分に係る防災上及び必要な環境保全上の措置がなされ、知事及び締結市町村の長がその内容について支障がないものと認めたとき

(3) 第七条第二項の工事完了届提出後に規則第三十三条第一項各号に掲げる事業の用途を同項各号に掲げる事業の用途以外のものに変更したとき

2 前項の規定にかかわらず、自然保護協定書に定める工事完了予定時期から相当な期間を経過しても工事が完了せず、かつ、工事の完了が見込まれないものと認められるときは、協定は廃止したものとみなす。

(自然保護協議)

第十条 規則第三十三条第二項に規定する者が開発行為を行おうとするときは、協定に準じて県と協議等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成二十五年十月二十九日から施行する。

別表 自然保護基準

共通的基本準

- ア 地形に順応した造成を行い、切土及び盛土の量を必要最小限に止め、開発区域内において切土、盛土量の均衡を図ること。また、土工事に先立って表土の保存を図り、植栽地等の表土に活用するよう努めること。
- イ 切土及び盛土法面は、法面の安定化と自然植生の早期回復を図るため、勾配を極力緩和するとともに、過大な法面が生じないように法高を極力低くすること。
- ウ 法面は張芝、筋芝、種子吹付け等現地に適した方法で緑化すること。また、法面には周囲の自然植生と調和する草木の播種あるいは植栽をし、自然植生の早期回復に努めること。
- エ 開発区域内に現存する良好な植生は極力保存し、環境保全緑地又は公園緑地として適切な保存と利用を図ること。また、独立木として利用価値のあるものはこれをいかして造成計画を立てるようにすること。
- オ 海浜、河川、湖沼等は、その周辺部を含め極力保存すること。
- カ 開発区域内に生息又は生育する希少野生動植物の保護を図ること。
- キ 改変する部分は、道路、建物敷きその他工作物の設置場所を除き、原則として緑化することとし、努めて樹林の造成を図ること。
- ク 伐開する森林の林縁にはマント植栽をし、森林の保護と修景を図ること。
- ケ 植栽に当たっては、地域の自然植生回復を配慮し、開発区域内に現存する樹木等を移植利用するとともに、新たに導入する樹木等は郷土的な樹種を主体にすること。また、野鳥の食餌樹木を努めて植栽すること。
- コ 植栽に当たっては、植栽地の土壌条件を配慮し、土壌改良及び施肥を行うこと。また、高木類には支柱を施すなど保護し、植栽後も十分な保育管理をすること。
- サ 電柱、送電線などの設置については、樹木の生長を阻害せず、かつ、風致を害さないよう配慮すること。

開発別基本準

住宅団地	<p>ア 自然環境の保全及び居住者の休養慰楽に供するため、開発区域面積の6%以上の公園緑地（緑道を含む。）を設けること。さらに、開発区域内に山林を含む場合は上記のほかにその山林の相当面積の（山林面積の概ね10%以上）を環境保全緑地として保存すること。</p> <p>公園緑地及び環境保全緑地は、その目的用途に沿うよう適切な配置とすること。</p> <p>イ 団地内の公共、公益施設等を結ぶ歩行者及び自転車専用の緑道の設置を配慮すること。</p> <p>ウ 団地内の主要幹線道路には、歩道あるいは緑地帯を設け、街路樹の植栽をすること。</p> <p>エ 公園緑地のほか、公共、公益施設敷地の周辺にも十分な植栽をすること。</p> <p>オ 宅地内にも分譲前にできるだけ植栽するよう努めること。</p> <p>カ 分譲後の自然環境保全のため、分譲地購入者に対して次の事項が徹底されるよう</p>
------	---

	<p>指導すること。</p> <p>(ア) 建ぺい率は50%以下とすること。</p> <p>(イ) 建築物の高さは13メートル以下とすること。</p> <p>ただし、団地の位置、性格等から中高層建築が必要と認められる場合は、十分なオープンスペースの確保を勘案して定めること。</p> <p>(ウ) 建築物は道路境界から幹線道路沿いで1メートル以上離して建築すること。</p> <p>(エ) 建築物の外観及び色彩は、自然環境と調和したものとする。</p> <p>(オ) 宅地内は努めて緑化し、敷地境界はできるだけ生垣とすること。</p> <p>(カ) 居住者の自治的な組織づくりをし、環境保全、緑化、公共施設の愛護など居住者が自主的に行うようにすること。</p>
--	--

別荘団地	<p>ア 別荘等の建築後においても、開発区域面積の60%以上の自然地形並びに植生が保存されるようにすること。</p> <p>イ 土地の形質変更は、原則として道路、水路その他公共施設、建物面等にとどめ、分譲地はできるだけ自然のまま利用を図ること。</p> <p>ウ 自然環境の保全及び居住者の休養慰楽に供するため、開発区域面積の6%以上の公園緑地（緑道を含む。）を設けること。さらに、急傾斜地及び外周部などで自然環境の保全上重要な区域は、環境保全緑地として保存すること。</p> <p>エ 分譲後の自然環境保全のため、分譲地購入者に対して次の事項が徹底されるよう指導すること。</p> <p>(ア) 建ぺい率は20%以下とすること。</p> <p>(イ) 建築物の高さは13メートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 幹線道路沿いの建築物は、道路境界から5メートル以上離して建築すること。</p> <p>(エ) 建築物の外観及び色彩は、自然環境と調和したものとする。</p> <p>(オ) 分譲地内の自然地形及び植生の保存に努めること。</p> <p>(カ) 塀その他しゃへい物はできるだけ設けないこととし、やむを得ず設ける場合は生垣又は木柵など自然に調和するものとする。</p> <p>(キ) 新たに樹木を植栽する場合には、庭園樹的なものをさけ、当該地域に生育しているものと同種で自然味のあるものを用いること。</p> <p>オ 現地に開発者の管理事務所、又はこれに代わるものを設け、共同施設の管理に当たるとともに、開発区域全体の自然環境保全に努めること。</p> <p>また、居住者の自治的な組織づくりをし、居住者が自主的に自然環境の保全に努めるよう指導すること。</p>
------	---

工場敷地 (メガソーラー事業敷地を除く。)	<p>ア 現存の自然保存及び緑地造成によって、開発区域面積の20%以上の緑地を確保すること。</p> <p>イ 工場敷地の外周部に十分な緑地（概ね幅10メートル以上）を設け、樹林型の緑地とすること。</p> <p>ウ 工場団地の場合、幹線道路には歩道あるいは緑地帯を設け、街路樹を植栽すること。</p>
--------------------------	---

	<p>エ 地域の自然環境を保全するため建築物の設置は原則として次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 建築物の高さは極力低くすること。</p> <p>(イ) 主建物は敷地境界から10メートル以上離すこと。</p> <p>(ウ) 建築物の外観及び色彩は、自然環境と調和したものとする。</p> <p>オ 外柵を設ける場合は、生垣あるいはネットフェンスとすること。</p> <p>カ 広告物の設置は必要最小限度にとどめ、周囲の自然環境を害さないようにすること。</p> <p>キ 荷役設備、駐車場は公共道路に直接面しないようにすること。</p>
--	---

<p>工場敷地 (メガソー ラー事業 敷地に限 る。)</p>	<p>ア 現存の自然保存及び緑地造成によって、開発区域面積の20%以上の緑地を確保すること。</p> <p>但し、開発区域内に緑地(自然草地を含む。)又は池、湖沼その他の水域(以下「緑地等」という。)以外の土地がある場合であって、現存の自然保存及び緑地造成によって、開発区域内の緑地等の面積の20%以上の緑地等を確保するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 森林を開発する場合にあつては、工場敷地の外周部に十分な緑地(概ね幅10メートル以上)を設け、樹林型の緑地とすること。</p> <p>ウ 地域の自然環境を保全するため建築物の設置は原則として次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 建築物の高さは極力低くすること。</p> <p>(イ) 主建物は敷地境界から10メートル以上離すこと。</p> <p>(ウ) 建築物の外観及び色彩は、自然環境と調和したものとする。</p> <p>エ 外柵を設ける場合は、生垣あるいはネットフェンスとすること。</p> <p>オ 広告物の設置は必要最小限度にとどめ、周囲の自然環境を害さないようにすること。</p> <p>カ 駐車場は公共道路に直接面しないようにすること。</p>
---	---

<p>ゴルフ場</p>	<p>ア 開発区域面積の50%以上について現存の自然地形並びに植生を保存すること。</p> <p>その場合、開発区域の周辺部及び各コースの間に十分な自然緑地(概ね幅25メートル以上)を確保し、また、良好な植生のある区域は優先して保存すること。</p> <p>イ 現地形に順応したゴルフコースを選定し、土地の形質変更を最小限にとどめること。</p> <p>不自然な切盛りによる自然景観の不調和や、排水系の破壊などを来さないよう十分留意し、また、土量の移動については1~2コース毎に切盛土量の均衡を図るように努めること。</p> <p>ウ 開発区域付近の集落や主要道路から開発による土地の形質変更が著しく望見されないようにすること。</p> <p>エ 取合道路の整備についても、地形に順応した路線の選定をし、過大な法面が生じないようにし、法面勾配の緩和、法面緑化及び沿道修景を十分配慮して実施すること。</p> <p>オ クラブハウス及び附属建物は高さ13メートル以下としその外観及び色彩は自然環境に調和したものとする。</p> <p>カ ゴルフ場(ホール数が18のものを標準とする。)の開発行為に係る移動土量は、</p>
-------------	---

原則として開発区域の面積100ヘクタール当たり100万立方メートル程度を基準とすること。ただし、地形の形状その他特別の理由によりやむを得ずこれによりがたい場合は、自然の地形、植生等の保全に十分配慮して定めること。

総合的
レジャー
団地

ア 開発区域のうち、自然緑地の保存並びに緑地造成によって開発区域面積の60%以上の緑地を確保することとし、山林の多い開発区域においては自然緑地が主体となるようにすること。

イ 緑地の確保及び配置については、次のことを配慮すること。

(ア) 開発区域の外周及び各ゾーンの境界には、幅20メートル以上の緑地をとること。

(イ) 幹線道路の両側には、それぞれ幅10メートル以上の緑地をとること。

(ウ) 各ゾーンの中の施設の周辺に十分な緑地をとること。

(エ) 良好な植生がまとまってある区域は緑地として保存すること。

ウ 各道路沿線には、沿道修景植栽をすること。

エ 自然環境保全のため、建ぺい率、建築物の高さ、外観、色彩及び道路からの壁面後退などについて、地域の状況、施設内容を考えあわせて十分な配慮をすること。

オ 広告物、案内板、標識などは風致美観を害さないものとする。